

岸和田市地域公共交通協議会 規約変更について (運賃協議分科会設置について)

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に
 - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
 - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加
 その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
 - ※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
 - ※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

- ・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ () 内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
 - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
 - ③自治会への説明会（住民、利用者）
 - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。
※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

分科会規程の改正

岸和田市地域公共交通協議会 規約

第10条 会長は、第4条各号に掲げる事項について専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じ交通協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会で決議された事項は、交通協議会にて審議の上決定する。
- 3 交通協議会での分科会事項の決定については書面審議を可とする。
- 4 **分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。**

岸和田市地域公共交通協議会 分科会規程

(組織)

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

- 2 分科会を構成する委員は（以下、「分科会員」という。）は、交通協議会の会長が指名する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
地域公共交通分科会	■ 地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく協議会に関する事 ■ 道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会議に関する事 ■ 地域公共交通確保維持改善事業に関する事 ■ その他会長が必要と認める事項
総合交通戦略分科会	■ 都市・地域総合交通戦略の策定に関する意見聴取 ■ その他会長が必要と認める事項
バリアフリー基本構想分科会	■ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の4及び第26条に基づく協議会に関する事 ■ その他会長が必要と認める事項
運賃協議分科会	■ 道路運送法第9条第4項に基づく運賃・料金に関する事項

追加

改正後	改正前
岸和田市地域公共交通協議会 分科会規程	岸和田市地域公共交通協議会 分科会規程
(趣旨)	(趣旨)
第 1 条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第10条第 3 項の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の分科会に関し必要な事項を定める。	第 1 条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第10条第 3 項の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の分科会に関し必要な事項を定める。
(所掌事務)	(所掌事務)
第 2 条 分科会は、規約第 4 条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うものとする。	第 2 条 分科会は、規約第 4 条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うものとする。
(組織)	(組織)
第 3 条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。	第 3 条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。
2 分科会を構成する委員は（以下、「分科会員」という。）は、交通協議会の会長が指名する。	2 分科会を構成する委員は（以下、「分科会員」という。）は、交通協議会の会長が指名する。
(分科会長)	(分科会長)
第 4 条 分科会に、分科会長を置く。	第 4 条 分科会に、分科会長を置く。
2 分科会長は、交通協議会の会長が指名する。	2 分科会長は、交通協議会の会長が指名する。
(会議)	(会議)
第 5 条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。	第 5 条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。
2 分科会の会議は、分科会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。	2 分科会の会議は、分科会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。	3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。
4 分科会の会議の議決方法は、出席した分科会員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席分科会員の 3 分の 2 以上の多数をもって決するものとする。	4 分科会の会議の議決方法は、出席した分科会員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席分科会員の 3 分の 2 以上の多数をもって決するものとする。
5 分科会の会議の公開については、規約を準用するものとする。	5 分科会の会議の公開については、規約を準用するものとする。
6 分科会の会議の案件について、分科会長が軽微な事案と判断したものについては、各分科会員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。	6 分科会の会議の案件について、分科会長が軽微な事案と判断したものについては、各分科会員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
7 分科会は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。	7 分科会は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。
(協議結果の報告)	(協議結果の報告)
第 6 条 分科会長は、分科会の協議結果について、交通協議会に報告するものとする。	第 6 条 分科会長は、分科会の協議結果について、交通協議会に報告するものとする。
(傍聴)	(傍聴)
第 7 条 傍聴については、岸和田市地域公共交通協議会会議傍聴規程を準用するものとする。	第 7 条 傍聴については、岸和田市地域公共交通協議会会議傍聴規程を準用するものとする。
(報償及び費用弁償)	(報償及び費用弁償)
第 8 条 分科会員の報償及び費用弁償については、岸和田市地域公共交通協議会報償及び費用弁償規程を準用するものとする。	第 8 条 分科会員の報償及び費用弁償については、岸和田市地域公共交通協議会報償及び費用弁償規程を準用するものとする。
(庶務)	(庶務)
第 9 条 分科会の会議の庶務は、交通協議会事務局が行う。	第 9 条 分科会の会議の庶務は、交通協議会事務局が行う。
(その他)	(その他)
第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。	第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。
附 則 この規程は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。	附 則 この規程は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。
附 則 この規程は、令和元年 7 月 16 日から施行する。	附 則 この規程は、令和元年 7 月 16 日から施行する。
附 則 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
分科会名	協議事項	分科会名	協議事項
地域公共交通分科会	■地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく協議会に関すること ■道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会議に関すること ■地域公共交通確保維持改善事業に関すること ■その他会長が必要と認める事項	地域公共交通分科会	■地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく協議会に関すること ■道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会議に関すること ■地域公共交通確保維持改善事業に関すること ■その他会長が必要と認める事項
総合交通戦略分科会	■都市・地域総合交通戦略の策定に関する意見聴取 ■その他会長が必要と認める事項	総合交通戦略分科会	■都市・地域総合交通戦略の策定に関する意見聴取 ■その他会長が必要と認める事項
バリアフリー基本構想分科会	■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の4及び第26条に基づく協議会に関すること ■その他会長が必要と認める事項	バリアフリー基本構想分科会	■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の4及び第26条に基づく協議会に関すること ■その他会長が必要と認める事項
運賃協議分科会	■道路運送法第9条第4項に基づく運賃・料金に関する事項		

岸和田市地域公共交通協議会 規約

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日付国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号）並びに都市・地域総合交通戦略要綱（平成 21 年度 3 月 16 日付国都街第 77 号）の規定に基づき、岸和田市が主宰する岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第 2 条 交通協議会は、事務所を大阪府岸和田市岸城町 7 番 1 号（岸和田市役所内）に置く。

(目的)

第 3 条 交通協議会は、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について、協議又は連絡調整を行うことを目的とする。また、交通施設の整備、移動手段の利便性向上などの交通施策を効果的に推進するため、総合的かつ戦略的な交通まちづくりアクションプラン（以下、「交通まちづくりアクションプラン」という。）の策定に関する意見聴取及び交通まちづくりアクションプランの進捗管理に関する連絡調整を行うことを目的とする。

(事業)

第 4 条 交通協議会は、第 3 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた公共交通サービスに関する協議又は連絡調整
- (2) 公共交通の利便性向上策に関する協議又は連絡調整
- (3) 交通まちづくりアクションプランの策定に関する意見聴取
- (4) 交通まちづくりアクションプランに位置付けられた事業の進捗管理に関する連絡調整
- (5) 交通まちづくりアクションプランに位置付けられた事業の実施に関する連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通協議会の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第 5 条 交通協議会は、次に掲げる者（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 岸和田市長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者又はその指名する者及びその組織する団体
- (3) 公共交通事業者の運転手が組織する団体又はその指名する者
- (4) 道路管理者又はその指名する者
- (5) 公安委員会の長又はその指名する者
- (6) 住民又は旅客
- (7) 学識経験者その他交通協議会が必要と認める者
- (8) 大阪運輸支局長又はその指名する者
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) その他岸和田市長が必要と認める者

(役員の定数)

第6条 交通協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監事 2 人

2 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(会長、副会長及び監事)

第7条 会長は、岸和田市長又はその指名する者とする。

- 2 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、交通協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、交通協議会の出納監査を行ない、監査の結果を会長に報告する。

(会議)

第8条 交通協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、議長がやむを得ないと認めるときは、議長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、議長は会議に諮って公開しないことができる。
 - (1) 岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）第8条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。
- 5 会議の案件について、議長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 6 交通協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 交通協議会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 会長は、第4条各号に掲げる事項について専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じ交通協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会で決議された事項は、交通協議会にて審議の上決定する。
- 3 交通協議会での分科会事項の決定については書面審議を可とする。
- 4 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通協議会の業務を処理するため、交通協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、岸和田市まちづくり推進部に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 12 条 交通協議会の運営に要する経費は、岸和田市からの負担金、補助金、その他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 13 条 交通協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第 14 条 会長は、交通協議会の財務に関する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ交通協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会で決議された事項は、交通協議会の決議とみなす。

3 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第 15 条 委員は、会議に出席したときは報償及び費用の弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(交通協議会が解散した場合の措置)

第 16 条 交通協議会が解散した場合には、交通協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、交通協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。